

平成27年9月30日

平成27年9月関東・東北豪雨の  
災害対策に関する要望書

宮城県知事 村井 嘉 浩



去る9月7日から11日までにかけての関東から東北を中心とした記録的な豪雨等により、本県においても尊い人命が奪われたのみならず、住家の浸水や土木・農業施設、農作物などに甚大な被害が発生し、県民生活にも多大な影響を及ぼしております。

9月23日現在での被害額は総額216億円にのぼっており、今後の調査状況によっては、更に被害が拡大することが懸念されます。

現在、本県では、応急対策の実施と被害状況の把握に全力を挙げるとともに、県民生活の一日も早い安定に向け、市町村及び関係機関と一体となって緊密な連携を図りながら、災害対策に総力を挙げて取り組んでいるところでありますが、東日本大震災からの復旧・復興の途上にある本県においては、財政措置等の支援が不可欠な状況にあります。

つきましては、国におかれましても、これらの実情を御配慮の上、次の事項について特段の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

## 1 激甚災害の早期指定等について

- (1) 今回の災害について速やかに激甚災害の指定を行い，特別の財政措置を講じること。
- (2) 災害救助法における応急救助について，要件・基準等の弾力的な運用を行うこと。

## 2 被災者に対する支援について

東日本大震災の被災地として復興途上である特殊性に鑑み，半壊世帯についても被災者生活再建支援制度の支給の対象とすること。

## 3 災害復旧事業の早期実施等について

- (1) 被災地及び被災施設の早期復旧を図るため，災害査定や災害復旧事業の早期着手に向けた特段の配慮を行うこと。また，今回の災害で被災件数が多く，東日本大震災からの復旧の途上である本県においては，現行の災害査定制度では対応が困難なことから，机上査定で行う要件を緩和するなど，柔軟な運用や手続の簡素化を図ること。

さらに，災害査定に要する測量や調査，設計等の費用について地元負担の軽減を図ること。

- (2) 浸水被害を受けた私立を含む学校をはじめ、警察施設や消防・交通安全施設，消防・警察車両など，被災した公共施設及び設備等について，復旧に係る財政支援を行うこと。

#### 4 被災事業者等に対する支援について

- (1) 被災農業者に対し，経営の早急な立ち直りに必要な資金が円滑に融通されるよう，被災農業者特別利子助成事業の適用及び助成期間の拡大を図ること。
- (2) 主食用米のうち，冠水により品質，食味等への懸念があるものは，地域農業再生協議会の確認のもとに，飼料用米への追加認定を行うこと。
- (3) 平成27年産米・大豆に係る農業共済の損害評価に当たっては，品質低下の被害に配慮する特例を設けること。
- (4) 被災農業者が早期に経営を再開できるよう，「被災農業者向け経営体育成支援事業」の速やかな適用を図ること。また，同事業の対象とならない被災した農業用機械の修繕等に関する支援等の拡充を講じること。

## 5 地方財政措置について

災害対策に係る本県及び市町村の特別な需要の増大に対し，特別交付税による財源措置を講じること。